

「愛知県救命救急センター設置要綱」及び「愛知県高度救命救急センター設置要綱」等に基づく指定要件確認表

1 救命救急センター設置要綱			愛知医科大学病院		藤田医科大学病院		
項目	番号	要綱	項目詳細	適否	摘要	適否	摘要
運営方針	①	4条1	原則として、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる。	適	高度救命救急センターとして、24時間365日体制で救急患者受け入れている。	適	平日夜間及び休日については、医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士の日当直及びオンコール待機により、各科が連携して24時間の救急対応を行っている。
	②	4条2	一次及び二次救急医療施設の後方病院であり、原則として、これらの医療施設及び救急搬送機関からの救急患者を24時間体制で必ず受け入れる。	適	令和4年度は、7,160名の搬送患者を受け入れた。	適	令和4年度は、救急搬送患者11,405名のうち、他の医療施設から、1,589名の搬送患者を受け入れた。
	③	4条3	適切な救急医療を受け、生命の危険が回避された状態にあると判断された患者については、積極的に併設病院の病床または転送元の医療施設等に転床させ、常に必要な病床を確保する。	適	院内外の連携を推進し、転院及び転棟の調整を行う者が、平日の日勤帯に救命救急センター専任として配置されている。	適	継続入院が必要な患者については、他の一般病棟や転送元の医療施設へ転床、転院を行い、救急病床の確保に努めている。
	④	4条4	医学生、臨床研修医、医師、看護学生、看護師及び救急救命士等に対する救急医療の臨床教育を行う。	適	臨床研修医の受け入れ、救急救命士の就業前病院実習、就業中再教育病院実習、養成教育病院実習の受け入れを実施しているほか、院内の職員に対して、ICLS、BLS等の救急に関する教育コースの受講の推進、教育コースの提供を行っている。	適	初期研修医の救急臨床研修は、毎年30名程度を採用し、1人当たり2か月以上の期間で実施している。医師・看護師についても、ICLS、BLS等の研修を積極的に行っている。救急救命士を対象とした就業前病院実習、再教育病院実習、挿管実習も受け入れている。
整備基準	⑤	5条1	救命救急センターの責任者が直接管理する相当数の専用病床（概ね20床以上）の専用病床を有し、24時間体制で、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者に対する高度な診療機能を有する。	適	集約的な医療を提供する重症救急患者管理部門（EICU）を12床、中等症救急患者管理部門（HCU）を20床有しており、計32床運営している。	適	救命救急センターが管理する専用病床を計50床有している。救急病床30床（GICU・CCU・災害外傷センター）は4対1看護、12床（NCU）は3対1看護で、夜間はGICU・CCU・災害外傷センター・NCUそれぞれ4名程度の看護師を配置し、集中治療室（ICU）8床は2対1看護で、夜間は5名程度の看護師を配置している。
	⑥	5条3	24時間診療体制を確保するために、必要な職員を配置する。	適	平日夜間及び休日については、センター内に専従の医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師が対応にあたるほか、専任の臨床工学技士、各診療科医師が日当直またはオンコール待機により、各科が連携して24時間365日診療体制を確保している。	適	平日夜間及び休日は、内科系医師2名、外科系医師1名、ICU担当医師1名、初期研修医が日当直を実施するとともに、各診療科医師が宿日直又はオンコール待機により、24時間診療体制を確保している。
	⑦	5条3(1)ア	責任者は、重症及び複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者に適切に対応できる三次救急医療の専門的知識と技能を有し、高度な救急医療及び救急医学教育に精通した医師であるとの客観的評価を受けている専任の医師とする。（例：日本救急医学会指導医等）	適	日本救急医学会指導医が救命救急センターの責任者に就任している。	適	日本救急医学会指導医が救命救急センターの責任者である。
	⑧	5条3(1)イ	救急医療の教育に関する適切な指導医のもとに、一定期間（3年程度）以上の臨床経験を有し、専門的な三次救急医療に精通しているとの客観的評価を受けている専任の医師を相当数有する。（例：日本救急医学会認定医等）	適	日本救急医学会指導医が3名、日本救急医学会救急科専門医が11名在籍している。	適	日本救急医学会認定救急科指導医2名・専門医11名、循環器専門医2名、整形外科専門医1名、脳神経外科専門医3名、脳卒中専門医1名など、各種学会資格を有している医師が在籍している。
	⑨	5条3(1)キ	救急救命士への必要な指示体制を常時有する。	適	消防機関からの搬送受入要請について、救命救急センターの医師等がホットラインで対応し、救急救命士への指示体制を常時有している。	適	救命救急士からの指示要請に対応するため24時間メディカルコントロール専用回線（3台）を有している。
	⑩	5条3(2)ア	重篤な救急患者の看護に必要な専任の看護師を相当数有するものとする。	適	106名配属されており、24時間365日体制で対応にあたるのが可能である。	適	救急外来は日勤が5名程度、夜勤が6名程度（外来看護師による夜勤を含む）。救急病棟は日勤が25名程度、夜勤が20名程度。集中治療室（ICU）は日勤・夜勤が5名程度配置されている。
	⑪	5条3(2)イ	診療放射線技師及び臨床検査技師等を常時確保する。	適	救命救急センターに診療放射線技師が専従で1名、専任で13名、臨床検査技師が専任で1名、薬剤師は専従で1名、臨床工学技士が専任で1名常時勤務している。	適	薬剤師は平日及び休日の日勤夜勤に2名、臨床検査技師、診療放射線技師は平日及び休日の夜勤に5名、休日の日勤に8名を配置している。臨床工学技士は土曜日の日勤に1名を配置し、平日及び休日夜間に1名待機としている。
	⑫	5条3(2)ウ	緊急手術ができるよう、必要な人員の動員体制を確立しておく。	適	内科系医師は3名、外科系医師は7名、EICU担当医師1名の宿日直により、緊急手術の対応が可能である。また、平日昼間については麻酔科医17名、看護師50名、平日夜間及び休日については麻酔科医2名、看護師3～4名が院内で待機している。	適	内科系医師は2名、外科系医師1名、ICU担当1名の宿日直及び待機医師により、緊急手術の対応が可能である。また、手術室の看護師は、平日夜間及び休日昼夜間は待機3名程度の体制としている。他に臨床工学士も待機およびオンコール体制としている。
施設及び設備	⑬	5条4(1)ア	救命救急センターの責任者が直接管理する専用病床及び専用の集中治療室（ICU）を相当数有する。	適	集約的な医療を提供する重症救急患者管理部門（EICU）を12床、中等症救急患者管理部門（HCU）を20床有しており、計32床運営している。	適	救命救急センターが管理する集中治療室（ICU）8床、救急病床42床の計50床を有する。
	⑭	5条4(1)イ	救命救急センターとして必要な専用の診察室（救急蘇生室）、緊急検査室、放射線撮影室及び手術室等を設ける。	適	救命救急センターに診察室13室、放射線撮影室3室を保有するほか、緊急手術室1室を緊急時に優先して使用する。	適	救急センターに診察室5室、処置室2室、陰圧室2室、重症処置室2室、リカバリーベッド9床、洗体室1室、一般撮影室・CT室・MRI室をそれぞれ1室有する。また、血管撮影（アンギオ）室や手術室を、緊急時に優先して使用する。
	⑮	5条4(1)エ	診療に必要な施設は耐震構造である。（併設病院を含む。）	適	免震構造である。	適	免震構造である。
	⑯	5条4(2)ア	救命救急センターとして必要な医療機器及び重症熱傷患者用備品等を備える。	適	ハイブリットER及びX線撮影装置1台、MRI撮影装置1台を整備しており、常時対応可能である。加えて、手術用顕微鏡、熱傷ベッド、熱傷用浴室、血液浄化機器を備えている。	適	待機もしくはオンコール体制にて熱傷患者に対応できる体制である。（救急科・皮膚科・形成外科）また、熱傷専用の浴室の完備している。

2 高度救命救急センター設置要綱・設置方針			愛知医科大学病院		藤田医科大学病院		
項目	番号	要綱	項目詳細	適否	摘要	適否	摘要
運営方針	①	5条1	広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者に対する救命医療を行うために必要な相当高度な診療機能を有する。	適	日本救急医学会指導医が3名、日本救急医学会救急科専門医が11名に加え、専任の形成外科専門医、整形外科専門医、脳神経外科専門医、神経内科専門医を配置している。	適	対応する救急専門医もしくは整形外科医が24時間常駐もしくはオンコール体制をとっている。
	②	5条2	高度救命救急センターには、24時間診療体制を確保するために、必要な職員を配置するものとする。	適	平日夜間及び休日については、センター内に専従の医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師が対応にあたっているほか、専任の臨床工学技士、各診療科医師が日当直またはオンコール待機により、各科が連携して24時間365日診療体制を確保している。	適	各診療科医師が宿日直又はオンコール待機にて24時間診療体制を確保しており、緊急手術（アンギオ含む）にも対応できるよう麻酔科医および手術に関わる人員を常時確保している。
	③	5条3	高度救命救急センターとして必要な医療機器を備えるものとする。	適	ハイブリットER及びX線撮影装置1台、MRI撮影装置1台を整備しており、常時対応可能である。加えて、手術用顕微鏡、熱傷ベッド、熱傷用浴室、血液浄化機器を備えている。	適	救命救急センター内にCT・MRI室が整備されており、迅速な治療を行える体制が整備されている。また、特殊疾患に対する治療（PCPSや血液透析など）も頻回に施行していることから、重症患者に対して必要な治療が出来るよう機器を整備している。
県設置方針	④	1(1)	直近の1年間で広範囲熱傷、指肢切断、重症外傷の各症例の対応実績がある。	適	令和4年（1月～12月）の対応実績は、広範囲熱傷14件、指肢切断4件、重症外傷81件である。	適	今年度より指肢切断に対応できる医師を招聘し、これ以後は各症例の対応が常時可能となっている。令和4年の実績は、広範囲熱傷が4件、指肢切断が3件、重症外傷が80件である。
	⑤	1(2)	心臓病の内科系専門医とともに外科系専門医を専任で確保している。	適	当院においては、医師について以下の要件を満たしている。 ・脳卒中の内科系専門医とともに外科系専門医を専任で確保している。 ・重症外傷に対応する専門医師を専任で確保している。	適	救命救急センターに20人の内科系専門医、5人の外科系専門医が専従（専任）医として在籍しており、対応にあたっている。救命救急センターに1人重症外傷専門医が専任として在籍しており、対応にあたっている。
			脳卒中の内科系専門医とともに外科系専門医を専任で確保している。				
			小児救急専門病床（小児専門集中治療室）を設置しており、救命救急センター内又は本院に小児の救急患者への集中治療に対応する小児科医師を確保している。				
			重症外傷に対応する専門医師を専任で確保している。				
	⑥	1(3)	高度救命救急センターの責任者が一般社団法人日本救急医学会指導医である。	適	日本救急医学会指導医が高度救命救急センターの責任者に就任している。	適	センター長は2013年に指導医を取得して以来、本院の救命救急に携わっている。
	⑦	1(4)	麻酔科の医師及び手術室の看護師が院内で待機しており、緊急手術が必要な患者が搬送された際に30分以内に手術ができ、かつ複数の緊急患者の手術ができる体制が整っている。（国充実段階評価項目2.1.「手術室の体制」）	適	平日昼間については麻酔科医17名、看護師50名、平日夜間及び休日については麻酔科医2名、看護師3～4名が待機しており、緊急手術が必要な患者が搬送された際に30分以内に手術ができ、かつ複数の緊急患者の手術ができる体制が整っている。	適	麻酔科の医師が3人、手術室の看護師が3人、臨床工学技士が3人常時待機しており、平日夜間や休日でも複数の緊急手術を30分以内に行うことが可能である。
⑧	1(5)	転院搬送や初期治療に対応するドクターカー（病院救急車）を有している。	適	ドクターカー（救急車型）を1台有している。	適	2013年にドクターカーを1台導入しており、令和4年度は救急現場への運行が46件、転院搬送が46件の実績がある。また、ECMOカーを1台導入しており、ECMO等の医療機器を装着した患者の搬送が可能である。	
⑨	1(6)	直近の救命救急センター充実段階評価がS評価である。（更新の場合は、直近3年間で救命救急センター充実段階評価が2回以上S評価である。）	適	直近3年間、救命救急センター充実段階評価が2回以上S評価である。	適	充実段階評価の見直しが行われて以降、S評価を獲得している。	
⑩	1(7)	高度救命救急センターとして安定的な運営を行うことができる。	適	日本救急医学会指導医が3名、日本救急医学会救急科専門医が11名に加え、専任の形成外科専門医、整形外科専門医、脳神経外科専門医、神経内科専門医を配置している。	適	高度救命救急センターの責務として、県民に対して高度な医療を提供していきたい。	